

衆議院議長 様  
参議院議長 様

## 8時間働けば普通に暮らせる働き方、 セクハラ・パワハラ禁止の法整備を求める請願

### 【請願趣旨】

アベノミクスのもとで実質賃金が年間18万円減少し、パートを含む女性の賃金は男性の53%です。女性たちは、子育てや介護の重い負担、低賃金による老後の不安を抱えながら、懸命に働いています。安倍首相は「この6年間で雇用は380万人増えた」(20年1月、施政方針演説)と胸を張りましたが、増加の55%は非正規であり、最も多い年齢層は65歳以上です。さらに、低年金で生活が苦しい高齢者に70歳まで働き続けることを推進し、「多様で柔軟な働き方」「雇用関係によらない働き方」の名で個人事業主扱いされる無権利の労働者をつくりだしていることは重大です。

1日8時間働けば普通に暮らせ、安心して老後を迎える社会への転換が今こそ求められています。最低賃金の抜本的引き上げと格差の是正、全国一律の制度を求める声が全国知事会も含めて高まり、職場におけるセクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）やパワー・ハラスメント（地位を利用した嫌がらせ）を人権侵害として声をあげる動きも広がっています。ILO（国際労働機関）「仕事の世界における暴力とハラスメント禁止条約」の批准と国内法見直しがいよいよ求められています。

「だれ一人とりのこさない」持続可能な社会へ、貧困や不平等の解消、ジェンダー平等、ディーセントワーク（人間らしい仕事）の実現などを2030年まで達成しようというSDGsは、政府や企業も含めてとりくまれています。以下、請願します。

### 【請願項目】

- 最低賃金を時給1500円以上に引き上げ、全国一律最低賃金制度を創設すること。中小企業を支援すること
- 「雇用によらない働き方」の推進をやめ、8時間働けば普通に暮らせるよう、正規労働が当たり前となる規制をつよめること
- セクハラ・パワハラをなくすため、ハラスメントの禁止を明記した法整備をおこない、ILOハラスメント禁止条約を批准すること

名前	住所
	(名前、住所は省略せず、一人ひとり明記してください。「同上」「〃」は無効です)

・この個人情報は国会請願以外使用しません。

2020. 2



新日本婦人の会

〒112-0002 東京都文京区小石川 5-10-20